ア　平成22年５月頃から同年９月頃までの間、被害者らに対し、真実は、確実に的中する競馬の勝馬情報を提供する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、競馬の勝馬情報を提供する旨うそを言い、同年６月10日から同年９月24日までの間、31回にわたり、被害者らをして、その勝馬情報料として、合計1132万円を被告人らが管理する東京都杉並区阿佐谷北１丁目５番３号株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行阿佐ヶ谷支店に開設された株式会社勝栄名義の普通預金口座に順次振込入金させて預け入れ

イ　同年５月頃から同年９月頃までの間、被害者らに対し、前記同様に装い、競馬の勝馬情報を提供する旨うそを言い、同年６月11日から同年９月24日までの間、11回にわたり、被害者らをして、その勝馬情報料として、合計150万2500円を被告人らが管理する東京都品川区東五反田１丁目14番10号株式会社三井住友銀行五反田支店に開設された株式会社パーフェクトプラン名義の普通預金口座に順次振込入金させて預け入れ

もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律10条１項前段

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アルテディア・アセット・マネジメント
２．住所　東京都港区東麻布１―28―13
３．代表者の氏名　代表取締役　片岡　　将
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第539号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年２月 13 日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　安田　勝己（エス・ケー・インベストメント）
２．住所　東京都板橋区大山町１－１
３．代表者の氏名　安田　勝己
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第611号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年２月 13 日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Hunter Capital
２．住所　東京都渋谷区恵比寿西１―19―６ＵＮパークビル５階（旧住所：東京都渋谷区恵比寿西１―19―６ＵＮパークビル３階）
３．代表者の氏名　日本における代表者　ショーン・ローソン
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第975号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年２月 13 日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社東京ビルシステム
２．住所　東京都千代田区五番町６－２
３．代表者の氏名　代表取締役　堀切　宏一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1798号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年２月 13 日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Tokio Marine Asset Management (London) Limited
２．住所　グレースチャーチ通り　60番　ロンドン市　ＥＣ３Ｖ　ＯＨＲ　英国
３．代表者の氏名　最高経営責任者兼営業部長　高山　裕一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2053号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年２月 13 日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ヴァリューインベストメント株式会社
２．住所　神奈川県横浜市戸塚区東俣野町980―２ライフパレット横浜207号（旧住所：東京都文京区向丘２―33―５―301）
３．代表者の氏名　代表取締役　笠原　高治
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円